

第六十七号議案

東京都霊園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都霊園条例の一部を改正する条例

東京都霊園条例（平成五年東京都条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十条の二第二項中「含む。」の下に「又は東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）第七条の二第二項の証明若しくは同条第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度と同等の制度であると知事が認めた地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ関係の相手方」を加える。

別表第二中

青山霊園	二百八十九万三千円
谷中霊園	百八十九万九千円
染井霊園	百六十八万三千円
多磨霊園	九十二万三千円
八柱霊園	二十万一千円
小平霊園	八十七万六千円

一平方メートルにつき

を

